

会員意識の共有及び標章(ロゴ)使用の推進

1. 会員意識の共有及び標章(ロゴ)使用の推進

1.1 ステッカーの貼付と使用推進の意義について

会員会社は東採協の目的に賛同するとともに、会員意識の共有を図る為、自社名の掲示をした上で東採協の標章(ロゴ)、ステッカーを使用し広報活動の一環として東採協を業界に周知していく事を目的とする。

また東採協で決定している下記キャッチフレーズを念頭に、お客様へ周知活動を行う。

「キャッチフレーズ」：公正・正確な試験検査業務を行うことを責務とした採取試験会社の組織。



1.2 ステッカー、ロゴ使用の原則的なルールについて

① ヘルメット貼付用ステッカー(小)は原則として側面(右側もしくは左側)とする。

② 車輻貼付用ステッカー(大)はサイドドア(運転席側)、社名が入っている場合は社名の上下どちらか、もしくはリアの右下、リアに社名が入っている場合は社名の上下どちらか。

※自社名の掲示をした上で、下記に貼付推奨例を記載する。社用車に貼付できない場合は、必ず外部から確認できるように掲示する。いずれにも対応できない場合は、会員会社責任者の指示のもと、統一された方法により、ステッカーの取扱いをする。

